

① さいたま市図書館の一年（17年度）

● 概要と展望

（平成17年度から18年度）

平成17年7月29日に「文字・活字文化振興法」が施行されました。この法律は文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めて、知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現を目指して制定されたものです。また、さいたま市は平成18年3月に子どもが読書の楽しさを知り、自ら進んで本を読むような環境づくりを家庭・地域・学校などが協力・連携して推進するための指針として「さいたま市子ども読書活動推進計画」を策定しました。図書館はこれらの法律、計画の趣旨に沿って図書館資料の充実、情報化の推進を図り、各種のサービスを行っていくことになります。

図書館整備については「さいたま市希望（ゆめ）のまちプラン（総合振興計画）」及び「公共施設適正配置方針」により計画的に進めています。平成17年7月開館の桜図書館、平成18年5月開館の片柳図書館に続き、平成19年12月を目標に浦和駅東口市街地再開発ビル内に（仮称）さいたま市立中央図書館が、平成20年5月には北区プラザノース内に北図書館が整備される予定です。特に中央図書館については平成18年4月に「（仮称）さいたま市立中央図書館整備基本計画（素案）」についてのパブリックコメントが実施されました。本格的に進められる中央図書館開設準備に平行して、図書館整備検討委員会等において新たなさいたま市図書館像とそれに伴う管理運営体制を構築していくことがこれからの課題となります。

17年度の利用状況については、貸出点数が前年度805万点から約870万点に増加しました。また予約件数が32万件から60万件へと大幅に増加しました。このうちの約45%にあたる27万件が17年6月からサービスを開始したインターネット予約となっています。

■ トピックス ■

● 全館コンピュータシステムの一元化・本格稼動 平成18年1月

平成17年3月に9区の図書館コンピュータシステムが統一後、平成18年1月に岩槻区の3図書館が加わりさいたま市図書館コンピュータシステムは一元化しました。このことにより、市内図書館の300万冊を超える蔵書を一体のものとして有効に使うことが出来るようになりました。また、インターネットや館内利用者用検索端末からの予約、利用状況確認の利便性が向上しました。

● 片柳図書館開館

平成18年5月

平成18年5月1日、さいたま市の21番目の図書館として、見沼区の片柳地区に片柳図書館が誕生しました。